

～ 卷頭言 ～



経済のグローバル化と法律家の協働

大阪弁護士会副会長 小原正敏

1. 大阪において企業法務に携わる弁護士として、近時感じることは、経済活動のグローバル化に伴い、外国の法律や法律（司法）制度についての相談が増加し、かつ多様化してきたことである。私が米国での留学から帰国し、弁護士実務に復帰した1985年当時は、「渉外事件」といっても、欧米、特に米国等のコモンローの国々との法律問題に関するものが大部分を占めていた。しかし、1990年代に入ると、中国を中心としたアジア諸国において経済活動を展開する企業が増え、その形態も、ライセンス契約や国際売買契約等の契約に基づく取引から合弁事業や独資による法人設立といった直接投資まで多様な法律問題に直面することとなった。その結果、我々弁護士も、アジア諸国における法律問題に対応することが求められることが多くなったのである。

そして、これらの問題に適切に対応するためには、まず、それらの国々の法制度や法律等についての新しく、そして正確な情報が求められるようになったことは言うまでもない。しかし、それらの法制度は、それぞれの国独自の歴史・文化や政治制度・宗教等の様々な社会的条件を背景として存在するものであり、その国々で生活をする人々によって運営され、支えられているものであることからすると、それらの法律問題を解決するためには、法律自体についての情報に加えて、それらの背景や運用を含めた法制度の真の理解こそが重要といえる。

最近では、わが国とアジア諸国との間での自由貿易協定（FTA）の締結が具体的な日程に上るようになってきた。私は、アジア諸国との人的交流も含めた社会制度としての法制度全体についての相互理解の促進と、共通な法的基盤の整備こそが、その不可欠な前提となると考えている。

これらの観点からすると、法務総合研究所の国際協力部が進めてこられた、アジア諸国に対する法整備支援の活動とアジア・太平洋諸国の比較法制研究支援の取組の意義と成果は、誠に大きいといえる。

2. 法整備支援は、現在では、対象国もベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン更にはインドネシアと拡大され、支援の内容も多様化し、カンボジアでは民法・民事訴訟法の起草等において、大きな成果を上げたことは周知のとおりである。

また、これらの現地における支援に加えて、上記の国々の法律家をわが国に招いての研修をされていることも忘れてはならない。この研修においては、単にわが国の法律や法制度についての公式情報を、講義等により知識として提供するにとどまらず、わが国の法律実務家や企業法務担当者を研修者として参加させ、共に研修をすることや講師として一線で活動する法律実務家を選ぶことを通じて、人的な交流を図りながら法制度の運用の実態についての生きた知識をも提供するよう配慮されており、研修生にとっても得難い機会となっている。

これらの活動は、それに携わってこられた方々の大変な御苦勞と御尽力の賜物といえるが、私は、このような地道な取組を通じてわが国とアジア諸国の法律家の法制度についての相互理解促進と共通の法的基盤の形成に寄与することができるとともに、その過程における人的交流を通じて信頼関係が築かれると考えている。

3. また、アジア・太平洋諸国の比較法制研究は、法務省法務総合研究所と財団法人国際民商事法センターの共同プロジェクトとして、1997年7月1日に発足したものである。この研究会のメンバーは、法務総合研究所の国際協力部が大阪に設けられたこともあり、主として関西在住の学者と実務家によって構成されている。これまでは、アジア・太平洋諸国の倒産法・担保法・ADR、そして昨年度は知的財産法制をテーマとして、対象国における新しい法律制度やその運用の実情についての調査・研究をし、その成果をシンポジウム・報告書の発行等により発表するなどの活動を行ってきた。このプロジェクトは、先に述べた法整備支援が、わが国の法制度やその運用を通じて得た知見を提供し、アジア各国の法律家の理解を促進するとともに法整備に役立ててもらおうという側面があったのに対し、アジア各国の新しい法制度やその実情をわが国に紹介し、理解を深めるとともに、わが国の司法制度改革等の参考にするという意義を有するものである。

私は、幸いにして、その発足当初から研究会メンバーとして参加させていただく機会を得た。この研究会の特色は、まずそのメンバーが学者のみならず実務家も加えた共同プロジェクトであるということにあるが、それだけではなく、対象国の法律や法制度について調査・研究するに当たっては、文献調査や詳細なクエスチオネア等による情報調査に加えて、研究会の各メンバーが対象国のうち一国を担当し、実際に現地に赴き自ら調査する方法を採用したことにある。

アジア各国においては、アジアの経済危機以降、急速に新しい立法が次々と制定されている。その成果の一部については、既に公表されているものもあるが、新しい法律や法制度の詳細やその運用についての情報は、必ずしも十分とはいえない。その意味で、法律実務や企業法務に携わる者にとっては、それらの新しい法律や法制度についての正確な情報を得ることに加えて、実際の運用等の生きた情報を知ることは特に有益といえる。その意味で、この研究会が現地での調査等により、それらの運用実態を含めた調査・研究を行い、その成果を公表していることの意味は、決して小さくないと思われる。

4. 上述のとおり、経済活動のグローバル化に伴い、わが国の企業がアジア各国において経済活動を展開することは、今後もますます増加するであろう。また逆に、欧米のみならず中国やその他のアジア諸国の企業が、わが国に進出することも増えると考えられる。私が所属する大阪弁護士会においても、特にアジアとの結びつきの強い関西の弁護士会として、アジア諸国の法律家との交流を進めている。これまでも、中国（上海・北京等）や韓国（ソウル）の弁護士会等との交流会等を通じて、様々な情報の交換や人的交流を深めてきた。これらの交流を通じて、それぞれの国においても司法制度改革が急速に進められていることを知るとともに、その下での問題点やその具体的対応等について意見の交換ができたことは、双方の弁護士会にとって、誠に有意義なことであった。

また大阪弁護士会は、法務総合研究所の国際協力部の所在地の地元の弁護士会として、法整備支援活動の一環として、わが国に研修に来られているアジア各国の研修生に対する講師派遣等のお手伝いをさせていただいてきた。これらの活動は、わが国の法制度とその運用の実情について研修生の理解を深めることを主たる目的とするものであるが、それらの機会を通じた人的交流は、参加者相互の信頼関係を形成するものでもある。また、講師としてあるいは研修生の歓迎会に弁護士が参加することにより、日本の法律実務家として研修生等から学ぶことも少なくない。

このような交流の積み重ねこそが、長期的には、双方の国の信頼関係の形成に大きく寄与するものであることは疑いがない。

私は、大阪弁護士会として、国際協力部との連携を一層密にし、研修生に弁護士会活動や法律事務所での実務に触れてもらうことや、弁護士会の一般会員との交流等を実現できないものかと考えている。

社会のグローバル化の中にあって、各国の法律家の役割分担と協働の重要性は、今後ますます高まっていくものと考えられる。法務総合研究所国際協力部の活動の一層の充実と発展を心から期待したい。